

番号	1 (6)
項目	<p>新規採用者の採用前健康診断については、前年度の現職講師として採用があり、その期間内に健康診断を受けている場合は、採用前健康診断を受けたものとみなすこと。また採用された現職講師が採用前健康診断を受診する場合は、その勤怠を出張か職務免除にすること。(新規項目)</p>
<p>(回答)</p> <p>新規採用者の健康診断は、労働安全衛生規則第 43 条に基づき雇入れ時健康診断として実施しており、常時使用する労働者を雇い入れたときは、健康診断を行わなければなりません。ただし、医師が行う健康診断を受けた後、3 か月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する結果を書面で提出するときは結果を代用できます。</p> <p>また、検査項目のうち胸部エックス線検査は、本市が全国で最も高い結核罹患率であること、学校園には抵抗力の低い幼児児童生徒が集団でいることを鑑み、感染症である結核の早期発見のため配置前に採用年度分として検査を行っております。</p> <p>教職員には職務に専念する義務があり、例外として職務専念義務が免除されるのは、職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条第 1 項各号に基づく場合に限られます。採用前健康診断に要する時間につきましては、同項各号のいずれにも該当しないと考えています。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 給与・厚生担当 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当</p>

番号	2 (4)
項目	臨時教職員の採用発令については、着任後速やかに学校から本人に渡すこと。
	(回答) 採用辞令につきましては、今後とも、できる限り速やかにお渡しできるよう努めてまいりたいと考えております。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2 (5)
項目	<p>臨時教職員の雇用契約に際しては、雇用期間、労働条件等を明示した文書を雇用契約前に示し、学校長が説明責任を果たすよう徹底すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>臨時的任用教職員の勤務条件及び社会保険や雇用保険の内容につきましては、これまで「大阪市の講師概要」にまとめ、新規で採用する講師の方につきましては採用手続き時に配布するとともに、すでに採用されている講師の方へは各校園にも配布して周知しております。</p> <p>今後とも、臨時的任用教職員に対する勤務労働条件の周知等に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2 (6)
項目	<p>臨時教職員に対して、雇用条件に定められた勤務条件以外の不当な勤務を強要したり、パワーハラスメントをさせたりしないこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>勤務条件等の内容につきましては、「大阪市の講師概要」にまとめ、全校園に配布し周知してまいりました。また、職務内容については、引き続き校園長に対して周知を図ってまいります。</p> <p>パワー・ハラスメントは、職員の尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げるばかりでなく、職場秩序や業務の遂行を阻害し、学校園にとっても大きな損失をもたらすものであると認識しており、平成 29 年 1 月に、「学校園におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する指針」及び「同運用の手引き」を策定し、校園長に対して、教職員へ周知徹底並びに、パワー・ハラスメントのない、より良い職場環境の形成の取組を一層推進するよう通知しております。</p> <p>また、教育委員会では教職員向けにハラスメントの相談を受ける窓口を設置しており、令和元年 10 月の服務監察だよりで改めて相談窓口を案内しております。</p> <p>今後とも、お互いの人権が守られ、相互に理解し合える職場環境づくりに努めて参ります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当</p>

番号	2 (7)
項目	非常勤講師（時間講師）の給料を月額支給に戻すこと。
<p>(回答)</p> <p>非常勤講師の報酬に関しましては、令和2年度からの会計年度任用職員制度への移行に伴い、当年度に6月以上の任期があり、週当たり勤務時間が15時間30分以上である職員につきましては、期末手当の支給対象とする予定でございます。</p> <p>ご要求の件に関しましては、今後とも本市全体の動向を注視してまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	3 (1)
項目	常勤講師の賃金・一時金について、正規職員と同じ給与体系に改善すること。当面、初任給、前歴調整の最高限度額を引き上げること。
<p>(回答)</p> <p>ご要求の件につきましては、講師等の初任給決定を行う際に常勤職員が昇給可能な年齢までの前歴を加算できるよう、高等学校等教育職給料表における適用号給の上限を 140 号給から 157 号給、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表における号給を 125 号給から 157 号給まで増設とするよう令和 2 年 4 月 1 日に改正予定でございます。</p> <p>本市全体の動向を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 給与・厚生担当

番号	3 (2)
項目	<p><u>臨時教職員の諸手当の請求手続きを速やかに行うように周知徹底し、諸手当を確実に支給できるようにすること。特に健康保険証については、新たに任用された人の場合、医療受診がすぐにできずに困っている実態があるので、内示日に健康保険証発行手続きを速やかに行うよう徹底すること。遅くとも4月末までに本人に交付できるよう全力を注ぐこと。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>諸手当の請求手続きにつきましては年度末に事務連絡等により校長等に周知するとともに、Bee ネット等にも届出書を掲載し、速やかに手続きできるようにしております。</p> <p>また、講師に配布しております冊子「大阪市の講師概要」においても諸手当について周知をしております。</p>	
担当	教育委員会事務局 学校経営管理センター 給与・システム担当

番号	3 (4)
項目	非常勤嘱託員 (29 時間勤務) の特別休暇 (生理休暇、病気休暇、産前産後休暇など) を有給にすること。
<p>(回答)</p> <p>ご要求の件に関しましては、令和 2 年度からの会計年度任用職員制度への移行に伴い、有給の特別休暇として、任用期間に応じて夏季休暇、忌引休暇を新たに設ける予定です。</p> <p>なお、現在、習熟度別少人数授業等を担当している非常勤嘱託員 (29 時間勤務) につきましては、制度変更に伴い、職の名称を「習熟等担当講師」と変更し、週当たり勤務時間を 30 時間とする予定です。</p> <p>今後とも大阪市全体の動向を注視してまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	3 (6)
項目	臨時教職員の給与は、労働した月内に支払うこと。また、採用時に支給日を明確にすること
<p>(回答)</p> <p>ご要求の件につきましては、発令日と給与支給日との日程の関係により、難しい場合もございますが、今後も努力してまいります。</p> <p>なお、支給日につきましては、確定に日数を要するため、採用時直ちにお知らせすることは困難ですが、採用後のお問い合わせには対応いたしております。</p>	
担当	教育委員会事務局 学校経営管理センター 給与・システム担当

番号	3 (8)
項目	非常勤嘱託員 (29 時間勤務) についても勤務実績に応じて、一時金を支給すること。
<p>(回答)</p> <p>ご要求の件に関しましては、令和 2 年度からの会計年度任用職員制度への移行に伴い、当年度に 6 月以上の任期があり、週当たり勤務時間が 15 時間 30 分以上である職員につきましては、期末手当の支給対象とする予定です。</p> <p>今後とも本市全体の動向を注視してまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	3 (9)
項目	<p>正規職員の長期病休等の代替アルバイト職員の賃金は日給制を改め、月額単位の賃金にすること。また代替アルバイト職員の勤務時間は雇用契約の勤務時間を超えることのないようにすること。超過勤務が必要な場合は超過勤務手当を支給すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>臨時的任用職員の制度につきましては、令和2年4月以降、市全体で日額が廃止となり月額となることに伴い、いわゆる日額臨任につきましては月額化するとともに、常勤職員との均衡を考慮し、基本的に常勤職員と同様の勤務条件制度とさせていただいたところで</p> <p>す。</p> <p>今後とも、学校現場特有の事情の考慮が必要な内容については、誠実に 対応してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	3 (10)
項目	<p>2018年4月からの主務教諭制度の導入により、長期にわたり任用している臨時教員が大阪市の教員採用試験に合格した場合、正規教員への採用時に2級給料表小中73号給で頭打ちになるため、採用時に講師の時より大幅に賃金が下がるなど、不利益になることが明らかになっている。<u>主務教諭制度を抜本的に改善し</u>、長期にわたり任用している臨時教員の不利益をなくすようにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭の職の設置につきましては、新たな教育職員のキャリアステージ及び職責に応じた給与制度を構築するため、また教員の人材育成に資するため、平成30年4月より教諭と首席・指導教諭の間に設置しております。</p> <p>今後とも、学校現場特有の事情の考慮が必要な内容については、誠実に対応してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (4)
項目	再任用教職員の賃金を大幅に引き上げること。
	(回答) ご要求の件につきましては、国並びに他の自治体の状況を注視しつつ、本市全体の動向のなかで、適切に対処してまいりたいと存じます。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (5)
項目	扶養手当・住居手当を支給すること
<p>(回答)</p> <p>ご要求の件につきましては、国並びに他の自治体の状況を注視しつつ、本市全体の動向のなかで、適切に対処してまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	5 (1) (2)
項目	<p>特別支援教育サポーター・学力向上支援サポーター（学びサポーター・理科補助員）等の待遇を抜本的に改善すること。</p> <p>(1) 特別支援教育サポーター、学力向上支援サポーター（学びサポーター・理科補助員 時給1000円）の給与を時給1,500円以上に大幅に引き上げること。</p> <p>(2) 交通費は実費支給とすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>(インクルーシブ教育推進担当)</p> <p>特別支援学級に在籍する児童生徒の人数が増加傾向にあることも踏まえ、大阪市教育委員会といたしましては、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの実態をもとに障がい種別に応じた学級設置に努めており、加えて、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進するための校内体制の充実に向け、特別支援教育サポーターの配置を希望し、かつ支援の緊急性が高い等の状況がある学校について配置を行っており、校内体制の充実に向け努力しているところです。</p> <p>特別支援教育サポーターは令和2年度より、国の会計年度任用職員制度導入に伴い、会計年度任用職員として雇用します。また、発達障がい等のある児童生徒について、授業外や校外学習を中心に支援する区事業である発達障がいサポーターと一元化し、活動範囲や活動時間帯等、効率よく実態に応じた活用が図れるように制度変更します。</p> <p>また、会計年度任用職員への変更に伴い、勤務形態として、週15時間以下の時間額勤務と週20時間、25時間、30時間の月額勤務を設定しています。報酬等につきましても、時間額勤務については、1,102円～1,269円とする等、今年度より増額し、より人材の確保に努めてまいります。</p> <p>(教育活動支援担当)</p> <p>学力向上支援サポーター（学びサポーター・理科補助員）は1人あたり週18時間を限度に、賃金ではなく活動に対する謝礼として、報償金をお支払いしております。報償金については、1時間につき学びサポーターは開始当初から900円を支給していましたが、平成29年9月30日からは、920円を、平成30年4月1日からは、1000円を支給しております。理科補助員は1時間につき1000円を支給しております。</p> <p>また、交通費につきましては、「アルバイトの交通費の支給について」（昭和56年5月16日 職第116号）に基づき、大阪市人事室で定めた額（すべて480円を上限）を支給しているところです。</p> <p>なお、令和2年度より、会計年度任用職員制度への変更に伴い、職ごとに区分を設定し、報酬については、採用する職員ごとに初任給決定を行い、1時間につき1,102円～1,269円の範囲で号給を決定するなどし、より人材の確保に努めてまいります。</p>	

さらに、交通費については、本市規定に基づき、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により算出した額を支給する予定としております。

担当

教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当
教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当

番号	6 (1) (2)
項目	<p>非常勤嘱託職員（生活指導支援員・教頭補助）の待遇改善を行うこと。</p> <p>(1) 賃金を改善すること。</p> <p>(2) 交通費は実費支給とすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>(教育活動支援担当)</p> <p>令和2年度より地方公務員法等の改正により、一般職の非常勤職員の新たな任用形態として「会計年度任用職員」制度が導入されます。それに伴い、生活指導支援員の報酬については、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱」に基づき、別表第3の(1)報酬を月額で支給する職の表における区分1Cと定められています。それに伴い、採用されるまでの職歴等によって年収が1,887,726円から2,871,330円の範囲内に決定されます。</p> <p>交通費についても、同要綱の第9条に定める通り、適切に支給しています。</p> <p>(教職員人事担当)</p> <p>非常勤嘱託職員（教頭補助）につきましては、令和2年度からの会計年度任用職員制度への移行に伴い、各職員の前歴に応じた報酬とするとともに、6月以上の任期があり、週当たり勤務時間が15時間30分以上の職員については期末手当の支給対象とする予定です。交通費につきましては、引き続き、費用弁償として適切に支給してまいります。</p> <p>今後とも本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当</p>